

令和2年度 文京区障害者 基幹相談支援センター事業計画

1 基本方針

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）にかかわらず、総合的・専門的な相談対応を行い、自立を支援する。また、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等により、区内全体の相談支援機能の強化を図る拠点を目的とする。事業は、社会福祉法人復生あせび会との共同事業体として行う。

2 支援方針

(1) 総合相談支援体制の構築

- ① ワンストップ窓口の役割を担う。
- ② 困難事例への対応を行う。
- ③ ピアカウンセリングを再構築する。

(2) 地域移行・地域定着の促進

- ① 入所施設や医療機関への働きかけを行う。
- ② 地域の支援体制を整備する。

(3) 地域の相談支援体制の強化

- ① 相談支援事業者や身体・知的障害者相談員等との連携・支援体制を強化する。
- ② 相談支援事業者に対する専門的な指導、助言や人材育成の支援などを行う。
- ③ 地域自立生活支援センター事業の取り組みを踏まえた講演会を開催する。

(4) 権利擁護・虐待防止

- ① 成年後見制度の利用を支援する。
- ② 虐待防止の取り組みを行う。

(5) その他

- ① 自立支援協議会の当事者部会と相談支援専門部会を開催する。
- ② 自立支援協議会に事業の実績報告を行なう。

3 事業

(1) 総合相談支援体制の構築

- ① 全ての障害に関する相談に対応し、関連情報の収集と提供に努める。
- ② 障害の重複や多問題・機能不全家族、支援拒否などの困難事例についてアウトリーチを含む継続的な支援を行う。

(2) 地域移行・地域定着の促進

- ① 入所者や入院中の障害者について、地域移行に向けた取組が適切であると判断される対象者を把握し、地域移行及び地域定着に関するマネジメント等を行なう。

- ② 地域定着に向けて必要となる支援体制構築の検討を行なう。
- (3) 地域の相談支援体制の強化
 - ① 地域生活支援拠点事業所（令和4年度までに4か所設置予定）等と、地域における相談支援に係る機関や個人との連携を進め地域全体の相談支援機能の向上を図る。
 - ② 相談支援事業者等を対象とする専門研修を企画し、資質の向上を図る。
- (4) 権利擁護・虐待防止
 - ① 成年後見制度の利用に関する相談支援や情報提供を行なう。また成年後見制度の利用が必要と判断される場合には関係機関につなぐなどの支援を行なう。
 - ② 障害者虐待防止センターと連携して、虐待防止のための啓発活動や、研修等に取り組む。
 - ③ 障害者虐待防止センターの休日や夜間の受付窓口として電話対応を行う。また、虐待の通報を受けた場合には虐待防止センターと連携して早期に対応し解決に向けて取り組む。
- (5) その他
 - ① 自立支援協議会の相談支援専門部会と当事者部会の事務局を務める。
 - ② 障害者基幹相談支援センターの活動計画を自立支援協議会に諮るとともに、実績報告を行なう。

4 対象者

- (1) 文京区内在住の障害のある方、その家族
- (2) 障害福祉サービスに係る関係機関
- (3) 文京区内在住で障害福祉に関する相談ごとがある方

5 相談窓口開設時間

- (1) 平日 午前9時から午後6時まで
 - (2) 土曜 午前9時から午後5時まで
- ※日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）は休業